



## 「医療保険」



今回は、医療保険について見ていきましょう。

### 公的医療保険の役割

医療保険は大きく2つに分けられます。昭和36年に達成された、いわゆる『国民皆保険』に表わされる 公的医療保険 と、任意に個人がその必要性に応じて加入する 民間医療保険 です。 公的医療保険 とは、生活保護の受給者等の一部を除くすべての国民が怪我や病気をした場合、健康保険・国民健康保険・共済組合・船員保険等、職域によって分けられた様々な医療保険に加入する事により、誰もが保険で医療機関にかかる事が出来る制度です。医療を受けた場合の費用は、同じ医療内容であれば全国ほぼ同額であり、医療機関も自由に選ぶことが出来ます。又、医療費が高額になった場合には上限額を超える金額の差額返還が受けられる高額療養費もあり、アメリカ等諸外国と比べても、日本の公的医療保険は充実した社会インフラ(社会福祉・環境施設)を整えていると言えます。

### 公的医療保険の3要素

公的医療保険は職業・地域・年齢によって区分された複数の制度で成り立っています。

#### 1. 職域保険

企業に雇用されている場合の被用者保険4種類と、自営業者の方の国民健康保険があります。さらに4種の被用者保険は、企業規模により『組合管掌健康保険』・『協会けんぽ』と、公務員等の『共済組合』・『船員保険』に分類されます。各々保険給付を行う運営者、いわゆる保険者が健康保険組合・全国健康保険協会・各共済組合と異なりますが、受けられる保険給付サービスが経済力に左右されることはありません。

#### 2. 地域保険

職域保険に属さない人が対象となり、保険者は市区町村です。年齢により『市町村国民健康保険』と65歳以上75歳未満の『前期高齢者医療』に分類されます。保険料は市区町村ごとに決定され、医療費は65歳以上70歳未満で3割負担、70歳以上75歳未満で2割負担となっています。

#### 3. 後期高齢者医療制度

平成20年4月より75歳以上の高齢者に対して、家族の被扶養者であっても個人ごとに、保険者である都道府県から保険料が課せられる様になりました。保険料は年金からの天引きとされ、従来の医療保険制度からは独立しています。さらなる高齢化に伴う保険給付負担増加へ向けての制度変更と言えます。

### 公的医療保険の給付の範囲

公的医療保険では、疾病・負傷 死亡 出産時に受けられる給付があります。 受給できる **療養の給付** は、業務上以外の事由により保険医療機関で医療が受けられるもので、受給できる **現金の給付** は、高額療養費、埋葬料、出産育児一時金等があります。国民健康保険では出産手当金・傷病手当金は任意給付とされ、健康保険とは異なり実質給付がされていません。

## 公的医療保険と予防医療

厚生労働省は平成 25 年度より開始する『次期国民健康づくり運動プラン』に向け、平成 23 年 11 月より 5 回に渡り専門委員会を開催しました。高齢化の進展を踏まえ、生活習慣病の予防、さらに身体機能の維持・向上による健康寿命延伸の実現をうたっています。

皆様の中にも最近、テレビや電車広告で 子宮頸がん検診のおすすめ や SAS(睡眠時無呼吸症候群) または 黄斑変性症 等の早期発見、早期治療を促す広告をご覧になった方もいらっしゃるのではないのでしょうか？

幼児期から高齢期迄、地域や職場を通じ健康増進への取り組みを行う事による、国の予防医療へむけての制度が徐々に整いつつあります。前回お話しした様に、日本は男性が世界第 4 位、女性は世界第 1 位の長寿国です。健やかで長寿である為に、今、国は予防医療に力を注いでいます。増加し続ける公的医療保険費用への歯止めを目指しているの  
でしょう。私たちの負担している保険料の削減、さらに自らの・家族の・皆の幸せの為に健やかであり続ける事、その為の  
個々の自助努力も忘れない様にしたいものですね。

以上

### 著者プロフィール

#### 鷲澤 充代 氏

特定社会保険労務士、中小企業診断士、株式会社 鷲澤経営労務研究所 代表取締役。

武蔵野音楽大学卒。使用者側に立った企業のリスクヘッジと従業員のモチベーションアップを提案。各種法人会・組合・全国の会計事務所におき労務問題対策への指導を行う。事業再生現場からの視点での人事労務対策について、実務経営サービス出版『月刊実務経営ニュース』へ寄稿。社団法人事業再生支援協会（SRC）会員、事業再生研究会（JSK）会員、JSK人材活性応援隊東東京メンバー。

**今後のメルマガをより良い物とするために下記のページより皆様のお声をお聞かせ下さい。**

<http://www.nichizei.com/fp-enquete.html>

#### **メルマガ執筆者募集のお知らせ**

税理士FP 実務研究会事務局では、FP 実務に関する様々なテーマでメルマガの執筆をしていただける方を募集中です。分野・テーマ等は自由です。最近の相談事例や得意分野など、ぜひ寄稿ください。執筆を希望される方は、税理士FP 実務研究会事務局【(株)日税ビジネスサービス 総合企画部】までご連絡ください。TEL 03-3340-4488